

肥前国平戸藩益富家文書から見る西海捕鯨業（一）

―大村藩と五島藩の漁場利用の条件―

末 田 智 樹・扇 野 耕 多**

第一章 はじめに

近世中後期の西海地方において、益富又左衛門組は肥前国平戸藩生月島を本拠として展開した巨大鯨組であった。同組に関する研究は、一九五〇年代に着手されている^①。筆者も一九九〇年代より研究を開始し、先行研究の成果を踏まえつつ、それ以前の分析とは異なる視点から、益富組の経営組織および生産地域の展開実態を明らかにし、新たな発展要因を指摘してきた。その成果として、益富組が平戸藩の領内にとどまらず、同藩の領域を越えて西海地方の他藩の捕鯨漁場（以下、漁場）、さらには長門国北浦の漁場利用および瀬戸内海からの網船の雇用にまで、別当畳屋を中核とした経営組織で展開していた過程が明らかとなった^②。

この一例として、平戸藩に属する益富組が、大村藩および五島藩の漁場を利用していたことが挙げられる。筆者は両藩での漁場利用の実態を明らかにした。とくに、大村藩の漁場である江島を中心とした鯨の捕獲活動に関しては、『大漁日録』に記された現場の動向を基に、羽指による捕獲活動の実際の動きを検証した^③。しかしながら、大村藩との漁場利用に関わる諸条件については、十分な検討に至らなかった。筆者は、これまで平戸藩の漁場における捕獲鯨との関連で運上制度の分析を進めてきたものの、他藩の漁場については同様の制度がいかに運用されていたのか、その具体像を示すことができていなかった。したがって、他藩の漁場における運上制度の具体的実態と特色を明らかにすることが、今後の重要な課題として残されている。

本稿では、両藩における漁場利用の諸関係を記した十三点の史料を紹介し、その内容について解説を加える。これにより、筆者が従来から提示していた課題を明確にし、益富組による藩際捕鯨業の展開過程の意義を一層深めることを目的とする。なぜなら、両藩の漁場を利用できたことこそが、益富組が西海捕鯨業において最大規模の鯨組へと発展し、安政期（一八五四～一八五九）に至るまで活動を維持し得た主要因の一つであったと考えるからである。なお、今回翻刻した史料1～7は大村藩、史料8～13は五島藩に関するものであり、それぞれの領域における運上制度や運用の特色を示している。

第二章 大村藩の漁場利用

（一）史料1～6の概要

史料1によれば、文化七年（一八一〇）に益富組は大村藩江島の漁場について、翌文化八年（一八一二）から同十年（一八一三）までの三年間、春組として漁場に「居浦」して操業することを許可されていたことが確認できる。この史料には、許可期間中に「聊相違有之間敷候、依而請浦証文如件」と記され、益富組の操業が大村藩の正式な免許制度のもとで行われていたことがわかる。

また、大村藩の漁場利用に関しては、益富家文書のなかに、すでに天明七年（一七八七）に舩浦で操業した際の記録も残されている。⁽⁴⁾したがって、十八世紀後半から十九世紀初頭にかけて、益

富組は断続的に同藩の漁場に出漁していたことが明らかである。

史料2は天保三年（一八三二）に発給されたもので、翌四年（一八三三）から六年（一八三五）までの三年間、益富組の春組による江島の漁場利用を許可している点で、史料1とよく類似している。しかしながら、本史料において注目されるのは、江島に加えて隣接する平島においても、同じ三年間、見張り番の船による捕獲活動が同時に許可されている点である。すなわち、両島をあわせて操業範囲としていたことが明確に示されている。江島と平島を同時に利用できた点については、拙著ですでに指摘した通りである。⁽⁵⁾この点は、益富組が大村藩内の複数の漁場を一体的に用いていた可能性を示唆する史料として位置づけることができる。

史料3は、史料2と同じ天保三年（一八三二）六月に出されたもので、江島および平島の漁場利用に際して益富組が遵守すべき諸条件を具体的に列挙している点に特色がある。内容は多岐にわたるが、大きく「規則遵守・統制」、「鯨の処理・納入」、「運上銀の規定」の三つに大別できる。

第一の規則遵守に関する条項では、幕府法度および大村藩の家法を遵守することをはじめ、火の用心や「喧嘩・口論・博奕」を禁ずること、役人の指示に従うことなど、逗留中の行動規範が厳格に示されている。また、「異国船漂着」や鯨船に関わる用務が生じた際には藩側の指示に従い、藩内組主と同様に船・道具を速やかに提出することが命じられている。

第二の捕獲した鯨の取り扱いについては、とくに勢美鯨を重視

しており、捕獲した際には「皮身・内身」を台所および役人へ従来通り納めるよう求められている。勢美鯨が捕れなかった場合には雑物（勢美鯨以外の鯨）から納めるべきこと、藩側から「鯨皮身・内身」や「骨粕」などの入用があつた際には旧来の価格で売り渡すことも規定されている。

第三の運上銀については勢美鯨・雑物などに応じた具体的な納付基準が示され、平島については春組一期間にあたり勢美鯨十頭分の運上銀に加えて、「浦方」に対する百文銀三貫目の負担を課している。やむをえず漁場を「返上」する場合でも、同様に勢美鯨十頭分の運上銀を納めることが明記されている⁶⁾。

以上のように、史料3は益富組が大村藩内で捕獲活動を行う際の詳細な規定を明らかにするものであり、江島・平島両漁場の利用体系と藩側の管理体制を制度的に理解するうえで極めて重要な史料といえる。

史料4および史料5は、天保五年（一八三四）六月に大村藩より益富組へ宛てて発給された書付である。内容的には江島および平島の漁場利用を三年間許可する点で、史料2・3とほぼ同系統の文書に位置づけられる。史料4では、翌々年の天保七年（一八三六）から同九年（一八三八）までの三年間にわたり、江島の漁場利用および平島の番船による操業を許可する旨が示されており、この点は史料2の踏襲であると考えられる。

一方、史料5は史料3を踏襲するもので、益富組の逗留や操業に際して遵守すべき規定を列挙したものである。史料5において

も法度遵守、火災予防、喧嘩・賭博の禁止、異国船漂着時の対応、役人への協力、勢美鯨の「皮身・内身」の注進、運上銀の納入方式など、多岐にわたる規定が記されている。なかでも、史料3と同様であることから、勢美・座頭・長須の子持ちは「式本姿」、小鯨の子持ちは「壹本姿」とするという特殊な計算法が明確に示されている。また、春組にあたる勢美鯨十頭分の運上銀を平島に課すなど、制度化された上納体系の存在も確認できる。

さらに史料6では、平島における勢美鯨の運上銀に関してより詳細な規定が追加されている。勢美鯨については、春組一期間につき十頭分を基準とする運上銀を原則としつつ、捕獲数が二十四頭までの場合には七貫目とし、二十五頭以上の場合には十貫目を上納するものと定められており、段階的な上納システムが設定されていた。これは、大村藩が捕獲実績に応じて収入を確保するため、春組一期間分の運上銀総額を調整する制度を整備していたことを示す重要な史料である。

筆者が拙著において明らかにした通り、天保十・十一年（一八三九・四〇）には江島の漁場における鯨船配置や漁場利用の実態を確認できるが、こうした展開は史料2・6にみられるように、文化期（一八〇四～一八一七）から天保期（一八三〇～一八四三）にかけて大村藩が整えた制度・規定を基盤として成立していたことが理解される。すなわち、江島・平島両漁場は運上銀・注進・役人指図の体系化を伴う、藩主導の漁場管理システムのもとで運用されていたのである⁷⁾。

（二）史料7の概要

史料7は安政六年（一八五九）十一月に作成されたものであり、この時期、益富組は鯨組経営の深刻な危機に直面していた。^⑧ 本史料には、そうした窮状を背景とする嘆願の過程や、操業再開に向けた体制整備の実態が多面的に記されており、益富組の動向を把握するうえで極めて重要な史料である。以下では、内容を整理したうえで主要点を検討しておく。

（1）江島をはじめとする漁場利用の歴史

益富組は「従古来鯨組之家柄」と述べるように、大村藩の江島・平島・蛸浦において春組として長年操業を行ってきた。そのなかでも、とりわけ江島では大漁を得ていたことに深く感謝している。このように、江島が益富組の春組にとって基幹的な漁場であったことがうかがえる。

（2）他藩の漁場への展開

その後、五島藩の黒瀬・板部では春組、平戸藩の前目・勝本では隔年で展開するなど、春組・冬組を巧みに分けて複数の漁場を組み合わせる操業形態をとった。安政六年（一八五九）春までは板部での操業が確認できる。こうした多藩にまたがる出組による捕鯨業体制は、十八世紀から巨大鯨組にしばしばみられるものであり、益富組もその典型的な例として位置づけられる。

（3）勢美鯨の激減と不漁の深刻化

嘉永三年（一八五〇）頃より鯨の回遊が減少し、とくに主力の勢美鯨が「払底」したため、長期の不漁が続いた。とくに安政五

年（一八五八）の冬組と翌六年春組では往古以来稀にみる不漁であった。実際の捕獲数は勝本浦の冬・春組あわせて十頭、平戸藩生月島の御崎浦では八頭、板部浦でも八頭の捕獲にとどまり、いずれも勢美鯨以外の鯨種ばかりで、総計二十六頭ほどの捕獲数に過ぎなかった。^⑨ 勢美鯨が鯨組経営に占める比重を考えると、これは壊滅的な状況であったと考えられる。

（4）組株返上と江島再利用の嘆願

本来、数百名の雇用者を抱え、そのため経営維持に多額の費用を要した巨大鯨組であった益富組は、不漁により急速に資金繰りが悪化し、ついに壱岐の組株を平戸藩へ返上したと記されている。その結果、御崎浦のみでは組経営が困難となり、江島が二年間空浦となっていることを知って、再び江島での春組操業を願ひ出た。江島は、これまで召し抱える羽指が熟知している漁場であり、新規に春組として仕立てて利用を嘆願していた。しかしながら、これまで依拠してきた組株を返上した都合から、資金の調達が著しく困難な状況に陥っている。御崎浦での冬組三結にさらに一結を新規に加えて計四結とし、そのうち二結ずつを御崎浦と江島へ引き分ける体制を構想している。この点からも、益富組にとって江島が、組再建のための最適な漁場と認識されていたことが明瞭である。

（5）網船整備・加子雇用のための千両規模の資金需要

これまで召し抱えてきた羽指のうち選りすぐった者がなお残っているため、これらの羽指については加子として準備させ、羽指

と加子の役割を分担させた体制で捕獲活動に従事させるならば、一定程度の捕獲数が見込まれると考えられる。しかしながら、網船の不足や新規の「加子」雇用にかかる費用など春組仕立てのための諸経費から、「凡千両余」の資金がなければ操業体制を整えることができないと述べている。現実にはその資金調達が困難であったため、「御領内」における操業は天保十三年（一八四二）以来途絶えており、誠に願いたい状況にあった。しかしながら、これまでの格別の「御懇意」を背景に例外的な措置として、「凡千両余」の「仕込金」のうち六百両の拝借を五島藩へ願い出ている。そして、考え通りに組の操業体制を整えたならば、「御商恩」を頼みとして大漁を成し遂げ、「益富家」の「開運」を図るとともに末永く「御領内」における操業を継続して、その「御太恩」の一端に報いたいと念願している。また、資金調達は別当の畳屋安兵衛が担当していた点も注目され、この時期の益富組内部の役割分担のあり方を知る手がかりとなる。

（6）三年間の操業計画と返済計画

拝借金六百両については、翌万延元年（一八六〇）春から三年間の操業を計画し、一年につき二百両ずつ利息を付して確実に上納することが明記されている。つまり、江島での大漁を期して、益富組の「一統」を挙げて励むことを誓っており、新規の一結を江島へ配し、既存の三結と合わせて再建を図る計画が示されている。¹⁰⁾

（7）畳屋安兵衛による浦請願

畳屋安兵衛は、江島だけでなく平島の利用許可も求めており、併せて運上銀および諸勤方と上納品の減免を願い出ている。その内容は、一時的に安政四年（一八五七）まで「請持」つていた布屋藤太へ納めていた額に準じることを望むもので、益富組の財政危機を反映している。¹¹⁾

以上、史料7は、益富組が休業、あるいは組株返上に至る直前、すなわち安政六年（一八五九）当時の経営実態を、組主側の視点から非常に詳細に伝えるものである。とくに、勢美鯨の回遊減少による深刻な不漁や組株返上という重大な経営判断、江島再利用の戦略的意味、新たな網船体制の再構築、六百両の借用と三年間の操業計画などが明記されており、幕末期の益富組研究において欠くことのできない極めて重要な基礎史料である。

第三章 五島藩の漁場利用

五島藩における漁場利用を史料8から13に照らして検討すると、黄島を本拠地とした広域的な捕獲活動の展開と、それを支える上納制度の構造が明らかになる。

（1）黄島の漁場における上納制度

まず、文政二年（一八一九）の史料8には、黄島の漁場利用に際して先納運上や敷銀、口銭が先例に基づいて定められていたことが記されている。すなわち、黄島の春組として操業に出る場合、藩や黄島役人に対する上納は従来の決まりに従って行うが、特別

な申し出があれば別紙の通り取り扱うという内容である。また、勢美鯨をはじめ白長須鯨・座頭鯨・長須鯨・兎鯨など、鯨種ごとに運上銀が区別されるとともに、藩の家老・中老などの重職や黄島の役人に対する上納品も具体的に規定されていた。さらに、上納対象は黄島のみならず、大浜、赤島、崎山、福江町などにも及んでおり、黄島を拠点とした広域的な漁場利用が制度的に支えられていたことを示している。¹²⁾

（2）広域的な漁場利用の継続

史料8と同様の内容は、弘化二年（一八四五）の史料9と、嘉永六年（一八五三）の史料12にもみられる。両史料では「黄島春組運上并諸勤式覚」として、五島藩への運上銀や油樽、口銭等が明確に記録されており、黄島を本拠地として周辺漁場を利用しつつ広域で捕鯨が行われていたことが確認できる。¹³⁾ 例えば史料9では、勢美鯨・白長須鯨一頭につき運上銀一貫目、油は小樽五挺、子持の両鯨は二頭分を支払うことなど、上納を含めた制度が明示されている。さらに興味深い点としては、柏浦の利用まで確認でき、鯨船を広範囲に展開していたことが読み取れる。

史料10の「黄島春組浦受勤方覚」の内容は、史料8にみえる「黄島春組浦請勤方覚」と一致しており、黄島の漁場利用に依じて支払われた上納品であったことが確認できる。これは、前述の捕獲後に納める上納品とは別に、事前に支払われる性格のものであり、史料8の「覚」や史料9・12に登場する五島藩の上層メンバーに対して納められていたことがわかる。史料11の「黒瀬浦請勤式帳」

も黒瀬浦の漁場利用に関する文書で、史料8や史料10と同様に漁場利用に先だって支払う上納品を記したものである。つまり、捕獲後に納める運上銀とは別に、藩の重職から末端に至るまで広く上納が行われており、五島藩との制度的な関係の一端を端的に示している。

（3）冬浦の柏浦における先納運上

史料9でも確認した通り、史料13には柏浦を利用する際の事前の先納に関する記録が残されている。嘉永三・四年（一八五〇・五一）の漁場利用に先立ち、前年の嘉永二年（一八四九）五月に契約を結び、同年九月に金五百両を上納していたことがわかる。すなわち、益富組は翌年の柏浦での漁場利用権を確保するため、前年の段階で金五百両を五島藩に納めていたことになる。同藩の漁場は春浦の黄島・黒瀬浦と冬浦の柏浦に区分されるが、益富組が冬浦の柏浦で実際に出漁した記録が現時点では確認できない。ただし、黄島を拠点とする益富組が冬浦に対しても事前に上納を行っていた点から、広域の漁場を視野に入れて漁場利用権を確保していたことが浮かび上がる。

以上の史料を統合すると、五島藩での捕獲活動は黄島を中心に春浦・冬浦の漁場を広域的に利用する体制のもとで展開され、運上銀や受合銀、口銭などの制度的仕組みによって藩および黄島の役人との関係が管理されていたことが明らかにになる。この制度は、捕獲後の上納品と並行して運用されることで、益富組による漁場利用権の確保と漁場利用の一層の拡大を支える役割を果たしてい

たのである。

第四章 おわりに

本稿では、大村藩の江島と五島藩の黄島・黒瀬浦における漁場利用の条件を分析した。

第一に、益富組は本拠地を江島に置き、隣接する平島の漁場も利用していた。そのため、漁場利用に際しては両島に対しても上納品や運上銀を納めており、これは拙著で指摘した通りであるが、本史料からも改めて実証された。

第二に、黄島においても本拠地を構え、その周辺の赤島などの漁場を利用していた。江島と同様に黄島には納屋場を設置し、沖場を拡大することで複数の漁場にまたがる捕獲海域を形成していた点が、本史料から確認できた。

第三に、この捕獲体制の確立によつて春組の捕獲量は上昇した。捕獲された鯨は両藩ともに勢美鯨が中心であり、優先的に追われていたことが確認できた。勢美鯨は、単なる捕獲対象の一鯨種というだけでなく、漁場の選択や操業体制の再編、さらには運上を通じた藩の収入構造にも影響を及ぼす、西海地方の捕鯨経営を支える中核的な存在であったと考えられる。とりわけ、その回遊動向や捕獲量の多少は、各組の経営判断のみならず藩の管理方針にも直結する重要な要素であり、勢美鯨の動向をいかに把握し、いかに対応したのかという点は、近世中後期以降の西海捕鯨の実態

を理解するうえで欠かすことのできない鍵となる。⁽¹⁴⁾

第四に、他藩における春組の漁場利用は、運上額や利損銀の面で平戸藩より有利であり、文化期（一八〇四～一八一七）以降、益富組にとつて大村・五島両藩の春組へ出漁することが経営維持に不可欠であったことが示された。

第五に、嘉永期（一八四八～一八五三）以降も春組の利用は益富組経営と密接に関わっていた。拙著では、沓岐の春組の捕獲量を補うために大村・五島両藩での春組の重要性を論じたが、史料7からは益富組経営の終焉に至るまで、その重要性が維持されていたことが確認できる。安政期（一八五四～一八五九）まで春組が重視され続けたことは、大村藩からの借財による経営継続の実態からも裏付けられる。

以上の結果から、幕末の安政期に至るまでの益富組の経営において、大村・五島藩における春組の漁場が戦略的に極めて重要な位置を占めていたことが明らかとなった。今後の課題としては、文化期前後の平戸藩、とくに沓岐の漁場との関係を踏まえ、他藩の漁場で春組を展開する必要性について、さらに検討を深めることが求められる。

注記

- (1) 末田智樹（二〇〇四）『藩政捕鯨業の展開―西海捕鯨と益富組―』御茶の水書房、七二～八〇頁、鈴木文（二〇二二）「益富資料の目録編成について」『福岡市総合図書館研究紀要』第二十二号を参照。

(2) 末田前掲『藩際捕鯨業の展開』。ほかに益富組の研究として、末田智樹（一九九二）「近世西海捕鯨業益富組の一研究―天保十・十一年大村藩江島捕鯨業を中心として―」『福岡大学大学院論集』第二十四巻第二号、同（一九九三）「近世後期西海捕鯨業の展開―平戸藩生月島益富組の生産組織を通じて―」『福岡大学大学院論集』第二十五巻第二号、同（一九九四）「近世前・中期における西海捕鯨業の成立と発展―技術と資本―」『福岡大学大学院論集』第二十六巻第二号、同（二〇〇八）「近世西海捕鯨業史研究の現状と五島藩捕鯨業の地域性」『立教大学日本学研究所年報』第七号、同（二〇〇九）「近世日本における捕鯨漁場の地域的集中の形成過程―西海捕鯨業地域の特異性の分析―」『岡山大学経済学会雑誌』第四十巻第四号、同（二〇一二）「西海捕鯨業地域における巨大鯨組の形成過程―益富又左衛門組の運上に関する史料紹介―」『神奈川大学国際常民文化研究機構年報』第三号、同（二〇一三）「西海捕鯨業地域における益富又左衛門組の拡大過程」『国際常民文化研究叢書―日本列島周辺海域における水産史に関する総合的研究』第二巻、同（二〇一三）「平戸藩領の捕鯨漁場における巨大鯨組の萌芽―天明初期益富組の鯨捕獲をかいま見る―」『民俗と歴史』第三十一号、同（二〇一三）「平戸藩領域における益富又左衛門組の成長過程―安永九年鯨組運上史料一瞥―」『中部大学人文学部研究論集』第三十号、同（二〇一三）「寛政前期平戸藩領域における捕鯨業の―様相―益富大嶋組の運上史料から探る―」『神奈川大学国際常民文化研究機構年報』第四号、同（二〇一五）「寛政初中期平戸藩領益富組の取揚鯨と運上銀」『神奈川大学国際常民文化研究機構年報』第五号、同（二〇一五）「天明期益富組の経営発展における捕獲鯨と漁場と運上銀の関係性」『中部大学人文学部研究論集』第二十三号、同（二〇二一）「平戸藩益富又左衛門組の経営発展と巨大鯨組の取揚鯨」中園成生編『古式捕鯨シンポジウム事業報告書』古式捕鯨シンポジウム実行委員会・一般財団法人日本鯨類研究所。

- (3) とくに、末田前掲『藩際捕鯨業の展開』の第三、五章を参照。
- (4) 益富資料A60「嘉喜浦組一切記録 天明七年未〇改之」。
- (5) 末田前掲『藩際捕鯨業の展開』第三章。
- (6) 益富組の運上銀研究については、松下志朗（一九六九）「西海捕鯨業における運上銀について―平戸藩領生月島益富組を中心に―」『福岡大学創立三十五周年記念論文集 人文編』を参照。ほかに、捕獲鯨と運上銀との関係では、末田前掲『西海捕鯨業地域における巨大鯨組の形成過程』、同前掲「平戸藩領の捕鯨漁場における巨大鯨組の萌芽」、同前掲「平戸藩領域における益富又左衛門組の成長過程」、同「寛政前期平戸藩領域における捕鯨業の―様相―」、同前掲「寛政初中期平戸藩領益富組の取揚鯨と運上銀」、同前掲「天明期益富組の経営発展における捕獲鯨と漁場と運上銀の関係性」を参照。
- (7) 注(5)と同じ。
- (8) 藤本隆士（一九六四）「幕末西海捕鯨業の資金構成―生月島益富家の場合―」『福岡大学創立三十周年記念論文集 商学編』
- (9) 注(8)と同じ。
- (10) 益富組は不漁のため、一年間しか開設できなかった。注(8)を参照。
- (11) 布屋藤太の活動については、武野要子（一九六九）「彦岐捕鯨業の一研究―益富組小納屋の分析―」『福岡大学創立三十五周年記念論文集 商学編』が最初に指摘した。
- (12) 五島藩黄島への益富組の移動と漁場利用については、末田前掲『藩際捕鯨業の展開』一八三頁の図15と二五三頁の図19、およびその説明を参照。
- (13) 注(12)と同じ。
- (14) 現時点で把握できる益富組の平戸藩領内外における鯨組の展開、および捕獲高ならびに勢美鯨を中心とした鯨種の具体的動向について

ては、すでに拙著および学会報告の場において概略を示している。本稿でも本来は論じる予定であったが、紙幅の関係もあり、ここでは詳論を避けることとした。これらの検討により、益富組における冬組と春組の捕獲高の補完的關係、ならびに春組の重要性和その位置づけがより明確となり、今後の益富組研究に資する知見を提示し得るものと考えている。これらについては、資料の再整理を進めたうえで、次稿以降に改めて論じる予定である。拙著での一部掲載に加え、地域漁業学会第五十五回大会（二〇一三年十月二十七日、鹿児島大学開催）「安永・天明朝益富組の捕獲鯨からみえる運上の実態」、二〇一三年度社会経済史学会中国四国部会大会（二〇一三年十二月十四日、とりぎん文化会館開催）「宝暦・天明朝益富組の捕獲鯨から読み取れる運上銀と捕鯨漁場」、地域漁業学会第五十六回大会（二〇一四年十月二十五日、三重大学開催）「近世中後期西海地方の取揚鯨と巨大鯨組への発展要因」などで発表した。

付記

本稿は、JSPS科研費・基盤研究(C)「伊勢商人の蔵書形成に関する基礎的研究」(研究代表者・岡本聡/課題番号22K00352) および中部大学二〇二五年度特別研究費の助成を受けて行った調査研究の成果である。本稿で使用した「益富家文書」については、福岡市総合図書館の鈴木文氏に多大なご便宜を賜るとともに、貴重なお教示をいただいた。ここに深く感謝の意を表したい。

凡例

一、本史料は、益富資料(福岡市総合図書館寄託)に含まれる益

富資料A1223、益富資料A1222、益富資料A1224、益富資料A1221、益富資料A1217、益富資料A1225、益富資料A427、益富資料A1437、益富資料A1226、益富資料A1232、益富資料A1336、益富資料A1234、益富資料A941283を翻刻したものである。

一、本史料の翻刻は末田と扇野で行い、本文は末田が担当し、両名で全体を調整した。

一、印刷に際しては、可能な限り原史料の体裁を保持することを原則としたが、組版の都合上、適宜本書の形式にあわせて統一した。

一、翻刻にあたっては読みやすさを重視し、旧字体を常用漢字に収めた。「ㇿ」「ㇾ」についてはそのまま使用した。

一、人名などの固有名詞については原史料の表記を尊重したが、「嶋」は「島」、「迄」は「迄」、「舩」は「船」、「據」は「拠」、「條」は「条」、「崎」は「崎」に変えた。

一、変体仮名の「者」は「は」「ば」に改めた。

一、読みやすくするために適宜、濁点および読点(・)と中黒(・)を加えた。

一、虫損等により判読不能な文字は、便宜上「口」で代替した。

【史料1】 益富資料A1223 「覚(江嶋鯨漁場を三ヶ年差免の件) 文化七年午四月」

【本文】

覚

一当領内江島鯨漁場来未春組方西春組迄三ヶ年之間、居浦差免候、

右年数免許之内聊相違有之間敷候、依而請浦証文如件

文化七年午四月
一瀬又兵衛 印
田川吉右衛門 印

益富又左衛門殿

前書之居浦差免候儀、相違無之旨承届候、以上

中村平八 印

【史料2】益富資料A1222 「覚（江嶋鯨漁場及び平嶋での漁業を三ヶ年差免の件） 天保三年辰六月」

【包紙】

浦免状

【本文】

覚

一江島鯨漁場来巳春組方未春組迄三ヶ年之間、居浦差免候

一平島之儀茂江島同様三ヶ年之間、番船漁業差免、候

右年数免許之内聊相違乱有之間敷候、依而免状如件

天保三年辰六月
坂本角兵衛 印

森 半太夫 印

田崎五右衛門 印

益富又左衛門殿

前書之居浦差免候儀、相違無之旨承届候、以上

佐藤宗左衛門 印

【史料3】益富資料A1224 「覚（勢美鯨漁有之者臺所并役人中江皮身内身注進先例之通可被相勤事）他 天保三年辰六月」

【包紙】

書付

【本文】

覚

一公儀御法度并家法可被相守事

一組方逗留中火用心第一、惣而喧嘩・口論・博奕等堅無用たるべし、其外猥之儀無之様召抱之面々江急度可被申付候、且又所之役人指図被相背間鋪事

一居浦之内異国船漂着之節は不及申、其外鯨船入用付而は所役人共指図次第領内之組主同然被相心得、聊無差支船并組道具迄即刻差出可被致用達事

附、海境之儀は所役人共口達之通可被相心得事

一勢美鯨漁有之は、台所并役人中江皮身・内身注進先例之通可被相勤事

附、万 一組揚迄之内勢美鯨漁無之節は、雜物之内二而茂注進可被相勤事

一組方逗留之内鯨皮身・内身并骨粕等入用之節、役人共方可申越候条、売方ニハ先格之通可被致用達事

一鯨運上銀勢美は百文銀壹貫目充、雜物は五百目充、尤勢美・座

頭・長須之子持は可為式本姿候、小鯨之子持は老本姿ニ相極候事

一平島之儀、一ヶ春勢美鯨拾本充之運上銀、并浦方江百文銀三貫目充可被差出事

一請浦相濟候上早速台所并役人中江之勤方、且年々組揚之節茂右同断先格之通可被相心得事

一居浦若無抛返上有之候ハ、一ヶ春勢美鯨拾本充之運上差出可被申候、勿論組揚勤方之儀、無相違可被相勤事

右之条々聊違乱有之間敷候、以上

天保三年辰六月 坂本角兵衛 印

森 半大夫 印

田崎五右衛門 印

益富又左衛門殿

前書之趣承届候、以上

佐藤宗右衛門 印

【史料4】 益富資料A1221 「覚（江嶋鯨漁場及び平嶋での漁業を三年間差免の件） 天保五年午六月」

【包紙】

浦免状

【本文】

覚

一江島鯨漁場明後申春組方戌春組迄三ヶ年之間、居浦差免候

一平島之儀茂江島同様三ヶ年之間、番船漁業差免候右年数免許之内聊違乱有之間敷候、依而免状如件

天保五年午六月 坂本角兵衛 印

森 半大夫 印

朝長仙右衛門 印

益富又左衛門殿

前書之居浦差免候儀、相違無之旨承届候、以上

中尾節五郎 印

【史料5】 益富資料A1217 「覚（勢美鯨漁有之者臺所并役人中江皮身内身注進先例之通可被相勤事）他 天保五年午六月」

【包紙】

書付

【本文】

覚

一公儀御法度并家法可被相守事

一組方逗留中火用心第一、惣而喧嘩・口論・博奕等堅無用たるべし、其外猥之儀無之様召抱之面々江急度可被申付候、且又所之役人指図被相背間敷事

一居浦之内異国船漂着之節は不及申、其外鯨船入用付而は所役人共差図次第領内之組主同然被相心得、聊無差支船并組道具迄即

刻差出可被致用達事

附、海境之儀は所役人共方口達之通可被相心得事

一勢美鯨漁有之は、台所并役人中江皮身・内身注進先例之通可被相勤事

附、万一組揚迄之内勢美鯨漁無之節は、雜物之内ニ而茂注進可被相勤事

一組方逗留之内鯨皮身・内身并骨粕等入用之節、役人共方可申越候条、売方ニ先格之通可被致用達事

一鯨運上銀勢美は百文銀壹貫目充、雜物は五百目充、尤勢美・座頭・長須之子持は可為式本姿候、小鯨之子持は壹本姿ニ相極候事

一平島之儀、一ヶ春勢美鯨拾本充之運上銀、并浦方江百文銀三貫目充可被差出事

一請浦相濟候上早速台所并役人中江之勤方、且年々組揚之節茂右同断先格之通可被相心得事

一居浦若無抛返上有之候ハ、一ヶ春勢美鯨拾本充之運上差出可被申候、勿論組揚勤方之儀、無相違可被相勤事

右之条々聊違乱有之間敷候、以上

天保五年午六月

坂本角兵衛

印

森 半大夫

印

朝長仙右衛門

印

益富又左衛門殿

前書之趣承届候、以上

中尾節五郎

印

【史料6】 益富資料A1225 「覚（平嶋勢美鯨漁運上銀の件）

（江戸後期） 午六月」

【包紙】

書付

【本文】

覚

本紙ニ相達候平島之儀、一ヶ春勢美鯨拾本充之運上銀之内魚数式拾四本迄は七貫目、并組揚式之儀は令用捨候、尤式拾五本以上漁事之節は拾貫目充可被差出候

右之通別段相達候、此旨可被相心得候、以上

午六月

坂本角兵衛

印

森 半大夫

印

朝長仙右衛門

印

益富又左衛門殿

【史料7】 益富資料A427 「江島浦請并拝借願書控 安政六年

未十一月」

【表紙】

安政六年

江島浦請并拝借願書控

未十一月

豊屋

安兵衛

【本文】

乍憚口上以手控奉申上候

私主家益富又左衛門儀從古來鯨組之家柄ニ而、御領内江島・平島・蛸浦江居浦奉願数十年来蒙^(開字) 御国恩、別而江島居浦中大漁仕、又左衛門始一統召抱之者ども千万難有奉存候、其後五島領黒瀬・板部江居浦相願、冬浦は国元沓州前目・勝本隔年出組、御崎茂先格之通当春迄出組漁業仕候、然ル処去ル戌年方請浦共鯨通少ニ相成、就中勢美鯨松底ニ而不漁打続之末、昨冬当春は古今稀成不漁仕、勝本浦冬春ニ而拾本、御崎浦ニ而八本、板部浦ニ而八本、何連も雜物勝廿六本程漁事仕候得共、元來召抱之者共数百人有之、脇組と違物入相増、勘定立兼至当冬ニ候而は銀調達之両談必止与差廻、沓州浦之組株尺役元江返上、御崎浦出組直手配而已ニ□当惑罷有候処、江島二ヶ年明浦相成候段承知仕、同前之儀は年来召抱羽指共委敷案内之浦柄ニ付、何卒春組新規ニ相仕立居浦奉願度專念御座候得共、是迄頼切之組株返上仕候、依之振合ニ而何分銀操届兼申候、就而は御崎備冬組三結之上、今老結新規相加四結之内御崎・江島へ式結宛引分、是迄召抱羽指之内方相精廉々江立置残候、羽指之分は加子ニ仕立出合乗ニ而漁業仕候ハ、整尺之漁事茂可有御座候得共、沓結新規仕立春雇入之加子賃其外雜費大損仕候処、凡千両余無之而ハ整兼申候、御領内居浦天保十三寅年以來打絶、甚以御願難申上奉恐入候得共、前方方格別御懇意之詔を以、右仕込金之内六百両尺納借被下置候ハ、存念通組株相備御商恩之御頼ヲ以大漁仕、益富家開運未長ク御領内之渡世御願申上、

御太恩之端をも奉報度念願罷有候、依之近頃恐多奉存候得共、此段御筋々宜御執成被為在可被下候様偏ニ奉願候、已上

安政六未十月

益富又左衛門代

晝屋安兵衛判

松崎盛兵衛様

別紙を以申上候、本紙奉願候御金子六百両尺納借御願請被下候上、引続三ヶ年請浦可奉願候間、^(平出)御免被成下候ハ、返上之儀は慥成証札等指上置、御極通毛頭無間違上納可仕候、此段被御含置御筋々程能御執成之程深重奉願上候、以上

未十月

晝屋安兵衛

松崎盛兵衛様

覚

一銀四拾貳貫六百目也 利足年沓割

但、金六百両ニ而

右は旧來奉蒙^(開字) 御懇命私儀家業之鯨組嚴、前は御領内江茂居浦仕候処、追々不漁打続前方方出組仕候、前目・勝本隔年之場所返上、御崎浦而已漁業仕候様相成残念至極奉存候、依之御崎三結之上、今沓結相増式結宛ニして、江島・御崎両所居浦仕度存念御座候得共、近年銀方差廻何分調銀相成兼候ニ付、乍恐拝借奉願候処、格別之以御憐愍御聞濟被下置、書面之銀高請取申上実正ニ御座候、然ル上は來春方三ヶ年江島受浦奉願、及精力相励大漁可仕一統難

有仕合奉存候、御銀返上之儀は一々金式百両宛御定之利足相加無相違上納可仕候、左候而右之御銀皆納迄之間、此節新規仕立之一結一切相持、江島御御役人衆ニ預置、前細工等茂於同所可仕候、万一相滞候儀茂御座候節は右株式御引上如何様共可被^{關字} 仰付候、至其節御願ヶ間敷義一言申上間敷候、御銀拝借証文依而如件

益富又左衛門代

安政六年未十一月

晝屋安兵衛判

田崎斧右衛門殿

大串仁左衛門殿

前書之拝借銀如奉願被^{關字} 仰付、於私共茂難有奉存候、返上之儀書面之通無相違取計可申候、左候而皆納迄之間壹結之株式一切預り置纔ニ而茂取散申間敷候、依而奥印仕候、以上

松崎盛兵衛判

山崎増兵衛判

浦請願

立紙

不奉願御時節柄を茂御金子拝借奉願候処、格別之御憐愍を以願之通被^{關字} 仰付、又左衛門始召抱之者共難有仕合奉存候、就而は最前手控を以奉申上候通、江島鯨漁場・平嶋懸浦とも居浦奉願度奉存候間、明申春より戌春迄三ヶ年之間請浦被^{關字} 仰付候下置候様奉願候、然ル処近年鯨組方一統不束身之時節柄、御運上諸勤式等成尺御減少奉願度奉存候得共、左候而は此節格別御懇情之御趣意ニ難

相叶奉存候ニ付、一時已春迄布屋藤太請持罷在候御運上并諸勤式一切別紙之通聊無相違^{關字} 御上納可申上候間、願之通御免被^{關字} 仰付被下置候様御筋々御執成之程奉願候、然ル上は御親以精々相励大漁永續仕、御先格之通奉願候、時節ニ茂立直候得ば、組方開運仕^{關字} 御国恩之一燭を茂可奉報存念ニ御座候間、何卒願之通被^{關字} 仰付候様偏ニ奉願候、已上

安政六年

益富又左衛門代

未十一月

晝屋安兵衛判

松崎盛兵衛様

覚

立紙

一御運上御定通

一本注進中注進本形

一組揚式拾四本迄御用捨、拾五本方相勤可申候

附、拾四本以下二而も魚柄相応御座候得共、相勤可申候

一平島浦落之儀、江島浦落黒皮銀三部一之割を以相納可申候

一平島地役注進御一統同様相勤可申候

右之通勤式被^{關字} 仰付候様奉願候、以上

安政六年

益富又左衛門代

未十一月

晝屋安兵衛判

松崎盛兵衛様

折懸添翰

半切二認 口上覚

江島浦鯨漁場平戸領生月益富又左衛門相望申候、御支之儀無御座候ハ、別紙願之通来申春^{（開字）}戌春迄三ヶ年之間居浦被^{（開字）}仰付候様奉願候、以上

未十一月 中橋左右馬

〔付紙〕

一右浦請願書三通案文通相添、中橋左右馬様江指出

覚

半切折懸

一金子六百両

右は別紙証文前之通相改慥ニ請取申候、以上

未十一月

畳屋安兵衛印

田崎斧右衛門様

大串仁左衛門様

請浦証文之事

当御領江島鯨漁場来申春より戌春迄三ヶ年之間居浦、平島之儀茂右年限番船漁業仕候義、私如願被^{（開字）}

仰付候、右^{（開字）}御免許年数之内御国法其外御法令書之通堅可奉相守候、依而浦請証文如件

安政六年未十一月

益富又左衛門

代印

畳屋安兵衛判

田崎斧右衛門殿

堀内貞平殿

江頭兵左衛門様

【史料8】益富資料A1437 「覚（来春納の板部黄嶋鯨組運上

先納敷銀等差免の件、他） 文政二卯六月」

【本文】

覚

一板部黄嶋鯨組来辰之春組被仕出度之旨依願差免候、運上先納敷銀口銭先例定式有之候得共、当節之別段之願有之趣意承届別紙之通ニ而来春一組指免候、後例ニ不相成候条折角出精漁業可被致候、仍而免札如件

文政二卯六月

在府 松尾覚左衛門

有川藤吾

藤原仲

宮崎紋助

益富又左衛門殿

黄嶋春組浦請勤方覚

一五升樽壹荷
 一肴 壹折
 一金 三百疋
 但、当時闕役
 同貳百疋宛
 一銀五兩宛
 但、当時闕役
 一同五兩宛
 用人
 貞方彦兵衛
 平山真左衛門
 藤原友衛
 大目付
 本々
 町奉行
 大浜代官
 町乙名
 一鳥目老貫文宛
 右は黄島浦請勤方先形之通候条、其旨可被相心得候、以上
 在府
 松尾寛左衛門
 有川藤吾
 藤原仲
 宮崎紋助
 益富又左衛門殿
 文政二卯六月

寛
 一勢美鯨・白長須壹本ニ付運上銀壹貫目、油小樽五挺宛、尤子持は式本ニ相立
 但、右之通定式候得共、此節無抛依願来辰春一組之儀は運上銀六百目宛、油は定式之通
 一座頭・長須・兎鯨壹本ニ付運上銀四百三拾目、油小樽式挺宛、尤当歳子掛留候節は運上銀差免候事
 但、右之通定式候得共、無抛依願来辰春一組之義は運上銀式百五拾八匁宛、油は定式之通
 一請合口銭式貫目
 但、納屋付船并振船口銭入テ、尤右之定式候得共、無抛依願来辰春組斗減少ニ々半高壹貫目二極
 一浜方浦銀壹本ニ付銀七拾五匁宛
 但、勢美子持は式本ニ相立、兎鯨・座頭・長須之当歳は浜銀差免候事
 一運上先納銀拾五貫目宛先例候得共、此度は依願取揚運上相極候
 一初尾皮鯨式尺五寸法
 蔵許
 但、内身壹樽添
 一同式尺法
 惣役
 但、内身壹卷諸札銀四枚、組揚大杉原壹束・扇子五本入壹箱、尤当時闕役
 一同壹尺五寸法
 家老
 但、内身壹卷諸札銀三枚宛、組揚大杉原壹束・扇子式本入壹

但、内身沓銀三拾目宛

一同沓尺法

崎山代官

但、内身沓卷諸礼銀沓枚添

一同沓尺法

同所下代

但、内身沓卷銀拾五匁宛

一銀八拾六匁

赤島浜中

一鯨皮沓尺法

同所戸主

但、内身沓卷銀拾五匁添

赤島小頭

一銀貳兩宛

崎山庄屋

但、内身沓卷宛

同所船見

一同沓兩

崎山小頭

一鯨皮沓尺法

福江町乙名

但、内身沓卷添

一銀沓枚

大賀徳右衛門

但、旅人取継役二付

右之通黄島春組先形之勤方候間、

其旨可被相心得候、以上

文政二年

松尾寛左衛門

卯六月十八日

有川藤吾

藤原仲

宮崎紋助

益富又左衛門殿

【史料9】益富資料A1226 「黄嶋春組運上并諸勤式寛（勢美

鯨白長須沓本二付運上銀沓貫目宛）他 弘化二巳年六月」

【本文】

黄島春組運上并諸勤式寛

一勢美鯨・白長須沓本二付運上銀沓貫目宛、油小樽五丁宛、尤子

持は貳本二相立

但、右之通定式候得共、此節依願運上銀八百目宛、油は定式

之通

一座頭・長須・兎鯨運上銀四百三拾匁宛、油小樽貳丁宛、尤当歳

子掛留候節は運上銀差免候事

但、右之通定式二候得共、依願運上銀三百四拾四匁宛、油は

定式之通

一請合口錢沓貫目

但、納屋付之船積入積出口錢貳貫目之先形有之候得共、

依願半形申付候

一浜方浦銀沓本二付銀七拾五匁宛

但、勢美子持は貳本二相立、兎鯨・座頭・長須ノ当歳子ハ浜

銀差免候

一敷銀拾貫目

一柏請合銀五貫目

但、運上銀・諸礼浦落銀入テ拾貫目受合二候得共半方減少、

尤別人浦受有之節ハ不及上納候

一先納銀拾五貫目

但、年々運上引合

一初尾皮鯨尺式尺五寸法

蔵許

但、内身壹樽添、尤五十斤入

一内身五拾斤入三樽

右は三台所上

一初尾皮式尺法

惣役

但、内身一卷諸礼銀四枚、組上り大杉原一束・扇子式本入壹

箱、尤當時關役

一同壹尺五寸法

家老

但、内身一卷諸礼銀三枚、組上大杉原一束・扇子式本入一箱

宛

一同壹尺法

中老

但、内身一卷諸礼銀一枚半、組上百田一束・扇子式本入一箱、

尤當時關役

一同壹尺法

用人

但、内身一卷諸礼銀一枚宛

一同壹尺五寸法

但、内身一卷諸礼銀三枚宛、組上大杉原一束・扇子式本入壹

箱宛

橋本長平

新井良平

平山真右衛門

内川三平

藤原平馬

大目附

一同壹尺法

大目附

但、内身一卷諸礼銀八両宛

元締

但、内身一卷諸礼銀三枚、組上大杉原壹束・扇子式本入一箱

宛

一同壹尺法

元締見習

但、内身一卷諸礼銀一枚半、組上百田一束・扇子式本入一箱、

尤當時關役

一同壹尺法

但、内身一卷諸礼銀三枚宛、組上り大杉原一束・扇子式本入

一箱宛

町奉行

大浜代官

黄島組押

黄島番人

一同壹尺法

黄島番人

但、内身壹卷諸礼銀三拾匁宛

口錢上聞

一同壹尺法

目附

但、内身一卷諸礼銀五両

目附

大家奉行

一銀三拾匁宛 但、内身一卷	大手代 船奉行 山奉行
一鯨皮壹尺法 但、内身一卷諸礼銀一枚宛	大浜下代 黄島庄屋 同所船見 大浜船見
一銀三両 但、内身一卷添	同所下船見
一同貳両 但、口伝右同断	同所庄屋
一鯨皮壹尺法 但、内身一卷諸礼銀拾五匁	同所山掛
一銀拾五匁 但、内身一卷添	同所小頭
一同貳両宛 但、口伝右同断	黄島下船見 同所戸主 同所小頭 崎山代官
一鯨皮壹尺法 但、内身一卷諸礼銀三拾匁宛	
一鯨皮壹尺法 但、内身一卷諸礼銀一枚	

一同壹尺法 但、内身一卷銀拾五匁宛	同所下代
一銀八拾六匁 一鯨皮壹尺法 但、内身一卷銀拾五匁宛	赤島浜中 同所戸主
一銀貳両宛 但、内身一卷宛添	赤島小頭 崎山庄屋 同所船見 崎山小頭
一同壹両宛 但、内身一卷添	福江町乙名
一鯨皮壹尺法 但、内身一卷諸礼銀五両宛、組上百田一束・扇子式本入壹箱宛	塩塚惣弥
一銀壹枚 但、旅人取次役二付	
右之通黄島春組先形之勤方候条、其旨可被相心得候、以上 弘化二巳年 六月 在坂 在府	新井惣馬 内野惣兵衛 中村作兵衛 松尾九助 宮崎一郎兵衛 小田幸右衛門 印
益富又左衛門殿	

【史料10】益富資料A1232 「黄嶋春組浦受勤方覚 弘化二巳年六月」

【包紙】

別紙 一通

【本文】

黄嶋春組浦受勤方覚

一五升入樽 一荷

一肴 一折

但、樽台共掛流

一三升五合入 一荷

一肴 一折

但、口伝右同断

一三升五合入 一荷

一肴 一折

但、口伝右同断

右は三台所上

一金三百疋

惣役

但、当時闕役

一同貳百疋宛

家老

一銀五両

中老

但、当時闕役

一同五両宛

用人

一金貳百疋宛

橋本長平

新井良平

平山真右衛門

内川三平

藤原平馬

一銀五両宛

大目附

一金貳百疋宛

元締

一銀五両

同見習

但、当時闕役

一金貳百疋宛

町奉行

大浜代官

一鳥目老貫文宛

町乙名

右之通黄嶋浦請勤方先格候条、其旨可被相心得候、以上

弘化二巳年 在坂 新井惣馬

六月 在府 内野惣兵衛

中村作兵衛 印

松尾九助 印

宮崎一郎兵衛 印

小田幸右衛門 印

益富又左衛門殿

【史料11】益富資料A1336 「黒瀬浦請勤式帳、黒瀬浦請勤目録 嘉永四亥六月」

録 嘉永四亥六月

【表紙】

嘉永四

黒瀬浦請勤式帳

亥六月

【本文】

浦請勤

一金子千疋

御卷物代

一同 五百疋

✂ 御蔵元

一金貳百五拾疋宛

今利与三兵衛

御家老 松園治左衛門

今利大之進

田尾作兵衛

✂ 四人

一同 百五拾疋宛

玉浦弥一兵衛

御用人 平田雅

川口三郎兵衛

平田源兵衛

中山三郎右衛門

✂

寺社 平田仁惣太

町奉行

大久保源蔵

✂

平山鉄右衛門

長瀬波平

元✂役

浦嘉左衛門

松園茂左衛門

松園平之進

一同百疋宛

船奉行

貞方安右衛門

築瀬善兵衛

荒木儀一郎

宮崎郡兵衛

桑原仙十郎

一丁錢拾貳匁三分七厘

元✂役半形

江戸詰 奥役

堀口伝左衛門

一同拾匁四分三里ツ、

銀貳両半ニ而

貳十五分

丁口三匁壹分ツ、

✂

松園多門左衛門

山奉行 有川政右衛門

宮原友藏

✂

両地御代官

林 友右衛門

久保善左衛門

一同六匁八分三里ツ、

銀壹兩半二而

百六文替

船見役

大山茂兵衛

近藤九郎右衛門

✂

下代

庄司弥左衛門

✂

一同四匁五分五厘宛

銀壹兩二而

下船見

庄司七郎右衛門

一同九匁壹分壹厘

銀貳兩二而

百六文替

乙名

古本藤右衛門

古本平四郎

金✂四千八百疋

兩二✂拾貳兩

六六替

代六百九拾貳匁

十口✂百拾貳匁七分八厘

合 八百四匁七分八厘

【史料12】益富資料A1234 「黄嶋春組運上并諸勤式覚 嘉永六丑年六月」

【本文】

黄嶋春組運上并諸勤式覚

一勢美鯨・白長須壹本二付運上銀壹貫目宛、油小樽五丁宛、尤子

持は貳本二相立

但、右之通定式候得共、此節依願運上銀八百目宛、油は定式

通

一座頭・長須・兎鯨運上銀四百三拾目宛、油小樽貳丁宛、尤当歳

子掛留候は運上銀差免候事

但、右之通定式二候得共、依願運上銀三百四拾四匁宛、油は

定式之通

一請合口銭貳貫目

但、納屋付之船積入積出口銭貳貫目先形有之候得共、依願半

形申付候

一浜方浦銀壹本二付銀七拾五匁宛

但、勢美子持は貳本二相立、兎鯨・座頭・長須当歳子は浜銀

差免候

一敷銀拾貫目宛先形之通、尤用捨

一柏請合銀拾貫目

但、運上銀・諸礼浦落銀入テ拾貫目受合候得共、依願半方五

貫目用捨、尤別人浦受有之候節は不及上納候

一先納銀拾五貫目

但、年々運上引合

一初尾皮鯨尺貳尺五寸法

藏許

但、内身壹樽添、尤五拾斤入

一内身五拾斤入三樽

右は三台所上り

一鯨皮貳尺法

惣役

但、内身壹卷諸礼銀四枚、組上大杉原壹束・扇子五本入壹箱、

尤当時關役

一同壹尺五寸法

家老

但、内身壹卷諸礼銀三枚、組上大杉原壹束・扇子貳本入壹箱

宛

一同壹尺法

中老

但、内身壹卷諸礼銀壹枚半、組上百田壹束・扇子貳本入壹箱

一同壹尺法

用人

但、内身壹卷諸礼銀壹枚宛

一同壹尺五寸法

橋本長平

内川三平

佐藤与右衛門

平山真右衛門

藤原平馬

沢渡重右衛門

内野惣兵衛

但、内身壹卷諸礼銀三枚宛、組上大杉原壹束・扇子貳本入壹

箱宛

一同壹尺法

大目附

但、内身壹卷諸礼銀八両宛

一同壹尺五寸法

元締七人

但、内身壹卷諸礼銀三枚宛、組上り大杉原壹束・扇子貳本入

壹箱宛、尤中島清七入テ

一同壹尺法

元締見習

但、内身壹卷諸礼銀壹枚半、組上百田壹束・扇子貳本入壹箱、

尤關役

一同壹尺法

町奉行

大浜代官

黄島組押

但、内身一卷諸礼銀三枚宛、組上大杉原壹束・扇子貳本入壹

箱宛

一同壹尺法

黄島番人

但、内身壹卷諸礼銀三拾目宛

一同壹尺法

口錢上聞

但、内身一卷諸礼銀五両

同内身一卷宛	目附	但、内身沓卷諸礼銀三拾目宛	崎山代官
一銀三拾目宛	大家奉行	同沓尺法	
但、内身沓卷	大手代	但、内身沓卷諸礼銀沓枚	
一鯨皮沓尺法	船奉行	同沓尺法	同所下代
	山奉行	但、内身沓卷銀拾五匁宛	赤島浜中
		一銀八拾六匁	同所戸主
		一鯨皮沓尺法	
	大浜下代	但、内身沓卷銀拾五匁宛	
	黄島庄屋	一銀貳兩宛	赤島小頭
	同所船見		崎山庄屋
但、内身沓卷諸礼銀沓枚宛			同所船見
一銀三兩	大浜船見	但、内身沓卷宛添	崎山小頭
但、内身沓卷添		同沓兩宛	
一同貳兩	同所下船見	但、内身沓卷添	
但、口伝右同断		一鯨皮沓尺法	福江町乙名
一鯨皮沓尺法	同所庄屋	但、内身沓卷諸礼銀五兩宛、組上り百田沓東・扇子式本入沓	
但、内身沓卷諸礼銀拾五匁		箱宛	
一銀拾五匁	同所山掛	一銀沓枚	塩塚惣弥
但、内身沓卷添		但、旅人取次役二付	
一同貳兩	同所小頭	右之通黄島春組先形之勤方候之条、其旨可被相心得候、以上	
但、口伝右同断			
一鯨皮沓尺法	黄島下船見		
	同所戸主		
	同所小頭		

嘉永六丑年 在坂 田尾新三郎 築瀬隼七 印

出違 藤原兵衛

中村作兵衛 印

小田幸右衛門 印

益富又左衛門殿

内

三拾壹貫目

但、金五百兩ニ而先納来ル九月御出金

右之通御座候、以上

五島勘定所 印

【史料13】 益富資料A941283 「覚（運上銀等書上）（江

戸後期）酉五月」

【本文】

覚

一銀四貫五百目

但、当四月運上差引迄納前

一同五貫目

但、柏請合銀来戌年分

一同貳貫目

但、戌年請合口銭

一同拾五貫目

但、亥年先納

一同五貫目

但、柏受合銀来亥年分

一同貳貫目

但、亥年請合口銭

✂

三拾三貫五百目